

令和4年度 公文書開示（6月決定分）

令和4年度 公文書開示（6月決定分）

令和4年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
30	R4.4.15	R4.6.14	<ul style="list-style-type: none"> ■■■■■主幹教諭■■■■■の服務事故に関する事情聴取書 ■■■■■教職員の服務事故について（報告） ■■■■■主幹教諭■■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 ■■■■■教職員の服務事故に係る処分について（内申） 29教人職第209号教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮詢） 29懲分審第2号教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申） 29教人職第231号■■■■■主幹教諭に対する懲戒処分について 29教人職第232号■■■■■公立学校長に対する措置依頼及び■■■■■公立学校副校長に対する■■■■■依頼について 	56	1					1				1					<ul style="list-style-type: none"> ・当事者・関係者の所属名及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため ・懲戒分限審査委員会への諮詢又は懲戒分限審査委員会からの答申の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため ・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため 	教育庁人事部職員課
31	R4.4.15	R4.6.14	平成29年第9回東京都教育委員会定例会議事録	37	1					1				1				<ul style="list-style-type: none"> ・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報及び処分原案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、人事管理に係る事務の公平を損なうおそれがあるため 	教育庁総務部教育政策課	
32	R4.4.21	R4.6.20	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業実施方針 ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業検討委員会設置要綱（令和元年度） ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業検討委員会設置要綱（令和2年度） 	1	1													教育庁指導部管理課		
33	R4.4.21	R4.6.20	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業の検討について ・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業に関する検討委員会 検討事項 ・令和2年度東京都中学校英語スピーキングテスト事業検討委員会検討内容一覧 ・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業検討委員会関連資料（次第・議事要旨）【令和元年度】 ・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）問題等検討委員会関連資料（次第）【令和元年度】 ・令和2年度東京都中学校英語スピーキングテスト事業検討委員会検討内容一覧 ・令和2年度東京都中学校英語スピーキングテスト事業の検討について ・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業検討委員会（次第・議事要旨）【令和2年度】 ・中学校英語スピーキングテスト問題等検討委員会関連資料（次第）【令和2年度】 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）ESAT-J GRADE設定委員会関連資料（次第）【令和3年度】 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）問題等検討委員会関連資料（次第）【令和3年度】 ・東京都英語スピーキングテスト採点の質を確保する方策 ・令和元年度プレテスト速報データ ・令和元年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 ・中学校英語スピーキングテスト令和2年度確認プレテスト①結果報告書-速報版 ・令和2年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和3年度確認プレテスト②結果報告書-速報版- ・令和3年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 	1	1					1			1					<ul style="list-style-type: none"> ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれることとなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）問題等検討委員会は、都立高校入学者選抜の選考資料として使用される問題そのものを直接作成している委員会であり、本委員会の検討がゆがめられると、都立高校に入学を希望する中学生やその保護者等をはじめ、関係者の被る被害はきわめて甚大である。検討されている内容が高校入試の選抜資料として扱われる内容であるという観点において、一般的の行政事業における検討委員会とは守られるべき秘匿性の程度が明らかに異なることから、検討の関与者に関する情報（委員の氏名や所属）、及び委員会の検討スケジュール（開催日程、回数等）について非公開とすることで、第三者が検討内容に何らかの圧力をかけることの無いよう、アクセス遮断を十分なものとする必要がある。 ・試験問題の作成検討に関する開催日時、場所、内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移を特定できる内容が明らかになり、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる。 	教育庁指導部管理課	

令和4年度 公文書開示（6月決定分）